別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

東久留米市における人口は約１１６，０００人で、６５歳以上の人口は約３３，０００人、１５歳から６４歳までの人口は約６９，０００人、１４歳以下の人口は約１４，０００人となっており、人口密度は約９，０００／ｋ㎡となっている。

令和４年度の統計東久留米によると、市内の産業は、事業所数３，１０４、従業者数３０，７５８人となっており、東京都全体の産業構造と同様に「卸売業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「医療，福祉」の事業所及び従業者数が多く、「卸売業」と「製造業」の売上（収入）金額が大部分を占めている。その中でも「製造業」は近隣市と同規模の事業所数・従業者数であるにもかかわらず、その売上（収入）金額は多摩２６市内でも上位に入る。これらの業種を含め、市内の業種は多岐に渡り、駅周辺、北部地域、西部地域を中心に広域に立地し、雇用の創出や様々な地域事業への参加により、市に大きく貢献頂いているところである。

このような市内の産業構造の中、市は融資あっせん制度、創業・就労支援事業、企業立地情報提供制度などにおいて、中小企業者に対する積極的な支援・育成に努めている。しかしながら、現在の中小企業者を取り巻く環境は、少子高齢化や人手不足、工場に適した土地の宅地化、働き方改革への対応等、数多くの問題・課題があり、厳しい状況にある。

この厳しい状況に対応するため、中小企業者に対する更なる支援を行い、事業者自身の労働生産性の著しい成長を図ることで、事業者の業績の更なる向上と地域への貢献を促すものである。

（２）目標

東久留米市は、中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資を活性化させ、市内の事業者の生産性を高めることを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に、２０件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

東久留米市の産業は、卸売業や製造業を中心に多種多様の形態であり、その事業に使用されている設備は多岐に渡るため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

東久留米市の産業は、駅周辺、北部地域、西部地域を中心に広域に立地しており、それぞれの地域に根差し、様々な点において市に貢献している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、東久留米市内全域とする。

（２）対象業種・事業

東久留米市の産業は、多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、マルチタスク化やＩＣＴ化、付加価値向上等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象にしない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

・計画の内容に確実性、具体性、実効性が認められない取組は、対象としない。

・市税を滞納している者は、対象としない。